

3. 自然共生

3-1 自然環境と暮らしの共生

3-2 生態系の保全

3. 自然共生

■ 基本的な考え方

千歳市は、原生的な自然を残した支笏洞爺国立公園支笏湖地域などのほか、市街地には市民に親しまれる千歳川や青葉公園をはじめとした公園が充実しているなど、生活の中で自然や緑を身近に感じることができるまちです。

四季を通じて多種多様な動植物が生息していますが、外来生物の定着や近年の気候変動、人為的影響などにより、生息環境に影響がみられることから、自然環境の適切な保全が必要です。

千歳市の豊かな自然環境を守り、次世代へ継承していくとともに人と自然が共生できるよう、環境への理解を深め、自然とのふれあいなどを通じて普及啓発に努めます。

自然環境保全に対する市民の意識は、アンケート調査結果において、自然環境を特に守っていききたいと思う地域として、回答割合が高いものから「千歳川周辺の水辺」20.1%、「国立公園支笏湖の周辺地域」19.8%、「青葉公園周辺」14.7%などとなっており、これらの地域は引き続き重点的に保全活動を行います。

■ 基本目標 ～2030年の目指す姿～

豊かな自然環境の保全と 人々の暮らしや経済の発展が両立しているまち ～自然環境と暮らしの共生／生態系の保全～

千歳市が有する自然環境の恵みにより、多くの人が潤いと安らぎを享受しています。

また、この豊かな自然環境を守りながら次世代へ引き継ぐとともに観光資源として有益な活用を図ることで、交流人口の増加や経済発展に貢献することができます。

このように、人と自然が共生する社会の実現に向けて「豊かな自然環境の保全と人々の暮らしや経済の発展が両立しているまち」を目指します。

目指す姿の実現に向けて、「**自然環境と暮らしの共生**」「**生態系の保全**」に取り組みます。

目指す姿を実現するための取組

3-1. 自然環境と暮らしの共生



主な取組地域
自然公園等の地域
空港・市街地地域

【市の取組】

1) 自然環境の保全

- ・ 市民に親しまれている「青葉公園」などの保全地区やその周辺の自然について、継続して良好な保全を図ります。
- ・ 自然公園指導員、千歳市自然環境監視員などによる自然環境の保全や保全地区の監視を継続して実施します。
- ・ 防風保安林の機能を維持するとともに、その保全に努めます。
- ・ 水源かん養などの機能を有する良好な森林については、地域の地形や地質に配慮し、土地所有者等との協力のもと、その保全に努めます。



自然環境監視員による植生調査の様子

2) 自然環境の活用・空間形成

- ・ 「青葉公園」や「ママチ川緑地」などの適切な維持管理に努め、市民が水や動植物とふれあえる場としての活用を促進します。
- ・ 支笏湖地域の自然を保全するとともに、適切な管理を国に要請し、利用者に親しまれる空間づくりに努めます。
- ・ 公園や緑地を確保し、地域に応じた空間形成に配慮します。また、市民による親水護岸の更なる利活用を促進します。

3) 市民や事業者への取組支援

- ・ 森林の整備と保全のため、市民参加による植樹や間伐活動を支援します。
- ・ 自然観察会や「千歳学出前講座」の充実など、自然を学び、体験する機会を提供し、自然環境保全意識の啓発活動を推進します。
- ・ 身近な自然にふれることができるように、自然環境に関する冊子の作成のほか、市ホームページなどで情報提供を行います。

4) 他団体との連携

- ・ 国との連携により、支笏湖や樽前山などの自然公園法に基づく特別保護地区や乗り入れ規制地域に設定された箇所の監視など自然環境の保全に努めます。
- ・ 「公益財団法人ちとせ環境と緑の財団」との連携により、市民の緑化に対する意識の高揚を図ります。

指 標	内 容	基準値 (令和元年度)	目標値
自然環境の保全達成度	環境イベント等で実施するアンケートで「自然環境が保全されている」と回答があった割合	41%	70%
自然観察会等参加者満足度	自然観察会等で実施するアンケートに「自然環境の保全の大切さについて理解し、今後もこの様な行事に参加したい」と回答した割合	75%	95%
経営管理が行われている私有林面積	森林法に規定する森林のうち、経営管理が行われている私有林面積	1,489ha	1,587ha

【市民の取組】

- ・ 「支笏湖」、「千歳川」や「青葉公園」など豊かな自然環境の保全や、森林等に生息・生育する動植物を大切にし、環境保護活動など積極的に参加しましょう。
- ・ 屋外でのごみは持ち帰り、空き地や山林などへの不法投棄はやめましょう。
- ・ 自然と親しむイベントなど積極的に参加しましょう。
- ・ ガーデニング等で、身近な緑を増やしましょう。

【事業者の取組】

- ・ 植樹などの環境保護活動に協力し、森林の環境保全機能を維持しましょう。
- ・ 河川や湖沼環境の保全と快適な水辺空間の創出のため、環境保護活動を積極的に行いましょう。
- ・ 自然を生かした土地開発や宅地造成など、自然環境に配慮しながら事業活動を進めましょう。
- ・ 事業所敷地内の林地を適正に管理するとともに、植樹活動や自然観察会、体験学習の場として活用しましょう。

コラム：自然共生の実現に向けて

●餌付けは、野生動物に良いこと？

野生動物に餌付けをしてしまうと、動物たちは人間に慣れ、農作物を荒らすなど、人間の生活に被害をもたらす可能性があります。また、森林などに食べ物やごみを放置することは、ヒグマを餌付けすることにつながって、人間を恐れなくなり、最悪の場合、人に危害を加えることもあります。

●人間と野生動物の共生 ～カラスを例に

カラスによる威嚇・攻撃などに関する相談は、繁殖期である4月から7月にかけて多く寄せられます。繁殖期にカラスの警戒心が強くなり、人を威嚇・攻撃するのは、巣立ち前後のヒナを守るため、野生動物に共通の習性です。

カラスの巣へむやみに近づいたり、追い払うといった攻撃的な行為をすると、カラスの攻撃心を刺激することになってしまいます。

また、まちなかでカラスが増えた要因は、電柱など巣づくりが可能な環境が増え、人間の出したごみが餌になっていることが挙げられます。カラスに関する対策は「共生」の視点で考えることが必要であり、それは野生動物との共生にもつながっていきます。



3-2. 生態系の保全



【市の取組】

1) 森林・河川等の保全による生態系の管理

- ・ 「千歳川」及び「青葉公園」など貴重な生態系を維持するうえで重要な区域の自然環境を守ります。
- ・ 河川や湖沼に生息する動植物の生育状況を把握し、生息・生育環境の保全に努めます。
- ・ 林業振興のため、計画的な森林の間伐や保育などを支援します。
- ・ 森林に生息する動植物の生育状況を把握し、無秩序な伐採や林地開発を防止するなど、動植物の生息・生育環境の保全に努めます。
- ・ 緑の回廊^{※1}や水辺のネットワーク^{※2}など、連続した動植物の生息・生育地の確保に努めます。

2) 農地整備や開発行為の際の生態系管理への配慮

- ・ 農業地域は、水源のかん養などの機能を有することから、地域資源（農用地、水路農道等）の適切な保全に努めます。
- ・ 農業地域に設置している農業用排水路やあぜなどの施設は、身近な動植物の生息空間となっていることから、施設の機能の維持と生態系の保全に努めます。
- ・ 農地や耕地防風林などを適正に管理するほか、環境保全機能や生態系を保護します。
- ・ 自然の改変を伴う開発行為に当たっては、希少な動植物の保護に十分配慮して現地調査や指導を行います。

3) 野生動物の保護・管理

- ・ 事故等により、治療などが必要な野生傷病鳥獣を保護します。
- ・ 絶滅のおそれのある野生動植物等の生態状況を把握し、その保護と生息・生育環境の保全に努めます。

4) 外来生物^{※3}への対応

- ・ 地域固有の生態系に影響を与える可能性がある外来生物に対しては、法令等による規制や計画的な防除について、国や北海道の取組と連携し、在来の動植物保護に努めます。
- ・ 外来生物被害予防三原則「入れない」、「捨てない」、「拡げない」を市民や事業者に広く周知します。

※1 緑の回廊：野生生物の生息・生育地等を保護・管理する保護林の中心のこと。

※2 水辺のネットワーク：野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、河川、海等）による生態系のつながりのこと。

※3 外来生物：海外から日本に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物のこと。

5) 市民や事業者への意識啓発

- ・ 愛鳥週間、身近な野生動植物との共生*など自然愛護に関する取組の情報提供を行い、自然に関する意識の向上に努めます。

6) 他団体との連携

- ・ 生態系保全のため、国や北海道による生物多様性保全の取組と情報の共有などの連携を進めます。

指 標	内 容	基準値 (令和元年度)	目標値
経営管理が行われている私有林面積	森林法に規定する森林のうち、経営管理が行われている私有林面積	1,489ha	1,587ha
野生傷病鳥獣要保護出動件数	衰弱や交通事故などにより保護が必要となった野生傷病鳥獣保護のために出動した年間件数	115 件	65 件



野生鳥獣保護により収容した野鳥(オオタカ)



自然環境巡視中に確認された市の鳥(ヤマセミ)

*共生：自然と人間がともに結びつきをもち関わりあうことで、健全な生態系を維持、回復し、社会経済活動を行ううえでも環境への影響（環境負荷）に配慮すること。

【市民の取組】

- ・ 市や市民団体等が河川や湖沼などで開催する自然観察会に参加し、水や動植物に親しみましょう。
- ・ 支笏洞爺国立公園支笏湖地域における利用の集中やマナー違反などによる自然環境や野生動植物への影響を軽減するため、適正な利用に心掛けましょう。
- ・ 森林や農地の機能を理解するため、体験・学習の場への参加や保全活動に参加しましょう。
- ・ 在来の動植物や絶滅のおそれのある野生動植物などの、生息・生育環境や植生を理解し、それらを保全する活動に参加しましょう。
- ・ 外来生物被害予防三原則「入れない」、「捨てない」、「拡げない」を守りましょう。
- ・ ペットは責任をもって飼い、捨てないようにしましょう。

【事業者の取組】

- ・ 森林施業を適切に行い、森林の環境保全機能を維持しましょう。
- ・ 自然環境保全地区及び周辺では無秩序な林地開発を防止し、地域の生態系を保全するとともに動植物の生息・生育環境に影響を与えない計画や工法を採用しましょう。
- ・ 関係機関との連携を図りながら植樹や間伐活動に協力し、森林の環境保全機能を維持しましょう。
- ・ 自然の改変を伴う開発行為などにおいては、動植物の生息・生育環境や植物の植生を理解し、環境保全に十分配慮した計画や工法を採用しましょう。
- ・ 緑化整備に当たっては、在来種など地域の植生に配慮しましょう。
- ・ 野生動植物に関する環境保全活動に参加しましょう。
- ・ 外来生物被害予防三原則「入れない」、「捨てない」、「拡げない」を守りましょう。

コラム：外来種について

●外来種とは

外来種とは、「もともとその地域に存在しなかったのに、人間によってほかの地域から入ってきた生物」を指します。現在、野外に生息する外来種は判明しているだけでも2,000種を超えています。



アライグマ



ヒアリ



アメリカザリガニ



ウチダザリガニ

など多数

●外来種を発見したらどうすればいい？

まずはその生物等が「特定外来生物※」なのか判断し、該当する場合は「見つけた場所の管理者や行政機関に相談」をしてください。許可なく特定外来生物を運搬することは禁止されています。

出典：日本の外来種対策（環境省）、写真は環境省提供

※特定外来生物：詳細は、32 ページを参照。

コラム：日本有数の水質「支笏湖」について

千歳市民の誇りである支笏湖は、澄んだ水で満ちています。

市民にとってなじみ深い支笏湖から、千歳市の豊かな自然や環境について考えてみましょう。

●支笏湖のおさらい ～支笏湖ブルーの輝き

支笏湖は、およそ4万年前に支笏火山の噴火でできた陥没地に水が溜まって形成されたカルデラ湖です。名前の由来はアイヌ語で”大きな窪地”を意味する「シコツ」が語源と言われ、古くから千歳の貴重な水源とされてきました。最大深度約 360m、平均水深約 265m と国内では、秋田県の田沢湖に次いで2番目の深度を誇り、日本最北の不凍湖です。水中の栄養分が少なく、プランクトンの発生も少ないことから透明度が非常に高く、これまで何度も環境省の湖沼水質測定結果で日本一に選ばれています。



●支笏湖の水はなぜきれいなのか？

支笏湖の水がきれいなのは、火山の噴火によって形成されたカルデラ湖であるため、流入河川が少ないことや、生活排水の流入がないことも、理由と考えられています。



支笏湖に流入する河川が少ない



生活排水の流入がない

出典：ちとせの観光（千歳市）